

令和2年第1回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月3日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教育文化部長	足 立 篤 隆
会計管理者 兼会計課長	那 波 哲 也
総務課長	佐々木 正 道
税務課長	田 島 直 樹
企画課長	山 内 明
住民課長	赤 塚 暢 子
福祉子ども課長	花 村 定 行
健康介護課長	今 枝 貴 子
水道課長	天 野 富 三
教育文化課長	田 島 茂 樹

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第3号）

令和2年3月3日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第23号議案 教育長の任命同意について
- 日程第2 第24号議案 下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の一部変更について
- 日程第3 第25号議案 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結について
- 日程第4 第2号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例について
- 日程第5 第3号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 第4号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第5号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第6号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第7号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第8号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第9号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 日程第12 第10号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の締結について
- 日程第13 第11号議案 町道の路線認定について
- 日程第14 第13号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第15 第14号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 第15号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 第16号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 第17号議案 令和2年度笠松町一般会計予算について
- 日程第19 第18号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 第19号議案 令和2年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 第20号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第22 第21号議案 令和2年度笠松町水道事業会計予算について
- 日程第23 第22号議案 令和2年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 第23号議案から日程第23 第22号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第23号議案から日程第23、第22号議案までの23議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、追加提出させていただきました案件は、教育長の任命同意1件、下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の一部変更について1件、教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結について1件、以上3件であります。

このうち議案書1ページの第23号議案 教育長の任命同意につきましては、教育長 宮脇恭顯氏の任期が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、今回で退任される宮脇氏の後任に野原弘康氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び羽島郡二町教育委員会共同設置規約第5条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

野原氏は、昭和59年4月に教員となられ、以後、平成23年3月まで岐阜県内の中学校や県教育委員会で勤務された後、平成23年4月から2年間、羽島郡二町教育委員会で学校教育課の課長補佐として勤務し、人事管理に力を発揮するとともに、防災の手引きの作成等に尽力されました。そして平成25年4月から大垣市立西部中学校及び岐阜市立七郷小学校で校長を歴任された後、平成30年4月から岐阜市子ども未来部にある子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”の所長として、18歳までの児童・生徒の総合支援に携わっておられます。

また、情報教育にも堪能で、岐阜県教育センター研究員として、岐阜県の情報教育の充実に努められております。

なお、新教育長の任期は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年であります。

その他の案件につきましては副町長より詳細説明いたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） ほかの2議案について御説明申し上げます。

2ページの第24号議案 下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の一部変更についてであります。

本工事を施工すべく、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び財産の取得又は処分に関する

る条例第2条の規定により、下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の一部変更について、町議会の議決を求めるものであります。

契約の金額を9,350万円から1億1,106万2,600円に増額するものであります。

履行期間も、資料にはございませんが、令和2年3月19日までとなっておりましたが、これを12日間延長して3月31日まで延ばします。

契約の相手方は、笠松町円城寺の株式会社加藤組であります。

工事箇所は、笠松町円城寺地内で、工事の変更分の内容でございますが、議案資料にありますように、堤防のり面の崩壊及び堤防上の民家への影響を考慮し、引き抜く予定の鋼矢板を存置へ変更したことにより、鋼矢板をリースから購入に変更したこと。そして、周辺道路への側溝設置及び用水管の移設の増工。また、既設と新設のボックスカルバートの段差をすりつける工事等を追加したことによる増工であります。

続きまして、3ページの第25号議案 教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約の締結についてであります。

資料につきましては、議案資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらは、教師用教科書・指導書・デジタル教科書を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、教師用教科書・指導書・デジタル教科書の売買契約について、町議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、911万947円であります。

契約の相手方は、岐阜市安良田町の株式会社林文堂であります。

契約の方法につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して随意契約を行うものであります。

なお、この教師用教科書購入までの流れにつきましては、若干この随意契約の御説明をさせていただきますと、文部科学大臣からの発行の指示を承諾した発行業者が発行の義務をまず負います。その発行者は供給者と契約し、供給者は取次店と契約するため、購入業者が限定されます。岐阜県の場合は、供給業者である岐阜県教販株式会社と発行者が契約されており、供給業者の取次店として、先ほど申し上げた株式会社林文堂がこのエリアの取次店として契約しております。そういうことで、林文堂と随意契約を行うものであります。

納期は令和2年3月31日までで、納入場所は笠松町内の各小学校であります。

購入する内容につきましては、資料のとおりでありまして、教師用教科書が合計で311冊、教師用指導書が190冊、そしてデジタル教科書と掛け図につきましてはおのおの一式ずつを購入するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。ただいま提案の第23号議案につきましては、総括質疑の次に質疑、採決を行うこととし、第24号議案及び第25号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案につきましては、総括質疑の次に質疑、採決を行うこととし、第24号議案及び第25号議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い質疑、採決を行うことに決しました。

これより総括質疑を行います。

通告順により、質疑を許します。

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、総括質疑をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

2020年度の当初予算についてまず1つ目、将来人口についてです。

私の手元に、国勢調査による大正9年から平成27年までの5年ごとに行われた人口と世帯数の記録と、平成26年から平成30年までの住民基本台帳による人口と世帯数、そして国籍別の外国人の人口と世帯数があります。

皆さんのところには、昨日お手元にお届けした資料があると思います。見ながら説明を聞いていただきたいと思います。

国勢調査では昭和55年の2万2,865人、そして世帯数が6,137です。また、基本台帳では、平成26年から平成30年の中で最高が平成27年の2万2,524、そして世帯数は8,715ということです。そして、2020年の1月31日現在での人口は2万2,233人の9,064世帯とのことです。現在の状況には外国人の人数も世帯数も入れての数字ですが、私は2万2,500人くらいの人口を保っていけるといいなど、科学的ではありませんが思っています。

町長は、将来に向けての人口についてどのように考えられているのかお尋ねします。また、その見通しについてもお願いいたします。

世帯数の増加については、どのように捉えておられるのかお尋ねします。

次に、2つ目の質問ですが、名古屋市のベッドタウンの構想についてです。

笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略、平成27年10月につくられたものですが、それによりますと、ページ31に人口減少の克服を目指す方向として、次の5項目が上がっています。

笠松町が目指すべき将来の方向性、ベッドタウンとしての住みやすさの向上と働く場の創出、交通の利を生かした交流とにぎわいの創出、町民の結婚、出産や子育ての希望をかなえられる環境の確立、笠松町に生まれ育つことに誇りが持てる意識の醸成、全ての世代が明るく元気に

暮らせる安心・安全な生活環境の整備、幾つか福祉を通して子育てなどの充実など進んでいる部門もあると思います。こうしたベッドタウンについてですが、岐阜市や名古屋市のベッドタウンについては、名鉄本線で笠松駅から岐阜市へ約5分で、名古屋市や一宮市へは10分間隔で電車が発車し、名古屋まででも30分あれば行くことができます。この地の利を利用して、市街化調整区域の耕作放棄地を利用したりして野菜作り、花作りの場所の提供や、人気のみなと公園や運動公園へのお誘いなどの宣伝と併せて、菓子組合や食べ物どころの幾つかのお店と併せた宣伝、そしてこれを生かした取組が行えないのかどうなのか、その考えについての町長のお考えをお尋ねします。

3つ目に公共施設についてですが、昨日、川島議員の一般質問の答弁がありましたが、私なりに質問をさせていただきます。

まず、令和2年度笠松町予算主要事務事業説明書の24ページですが、3款民生費、2項児童福祉費、2目こども館費についてですが、新規予算として、新築工事設計委託料316万8,000円が計上されています。

こども館は、昭和43年1月から今日まで50年余を利用された大切な施設であると考えます。現在の笠松町の公共施設の耐震化の課題や、財政状況からいけば、子供のための幾つかの施策との兼ね合いや子供の人口推移、笠松町の全ての子供が利用できる場所や公共施設の耐震化との計画と併せて考えてもらいたい。現在の土地利用では3分の1が町、3分の1が神社、3分の1が個人の持ち主とのこともお聞きしました。手放すことは理解しますが、こども館を造ることはもう少し考えてからにさせていただきたいと思います。急がれる理由は何なのかお尋ねします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 長野議員さんの総括質疑についてお答えします。

まず1番の将来人口及び世帯数の増加についてのお尋ねでございますが、平成20年を境に我が国は人口減少社会に突入し、少子高齢化も同時に進行したことにより人口構造も大きく変化し、人口減少は日本全体が抱える課題となりました。

当町の国勢調査人口は、昭和55年のピーク時から前回の平成27年までにマイナス115人と、この35年間は比較的小さな動きでありましたが、国立社会保障・人口問題研究所による当町の将来人口推計では、2030年では約1,500人、2040年では約3,000人、2060年には約6,000人と大幅な減少が見込まれています。

また、世帯数の増加は、単独世帯と夫婦のみの世帯が倍以上に増加しており、その中でも高齢者のみで構成する世帯が大きく占めていることが要因であると分析し、単独世帯は今後もま

すます増えていくものと想定しています。このことは地域コミュニティ機能の低下を招くものと危惧しております。

これらに何も対策を行わなければ、推計どおりに人口が減少、単独世帯が増加していき、将来的には町の行政運営が危ぶまれるものになってしまいます。そのようなことにならないために、私は基本戦略に自分たちの資源や強みを生かすを掲げ、歴史的背景や自然の恵み、交通の便のよさなどの資源や強みをまちづくりの軸として全面に打ち出し、笠松町そのものを魅力的なブランドとして地域の付加価値を高め、町民の誇り、子供たちの郷土愛を醸成し、ひいては定住促進や経済発展につなげてまいりたいと考えています。

また、もう一つの基本戦略として民間との協働を掲げ、まちづくりに民間の発想やスピード感を加えることにより、事務の効率化や経費節減のみならず多くの町民がまちづくり当事者として参加し、地域のリーダー育成と活性化に資することが期待されます。そして、高齢者がいつまでも元気で住み続けることができるよう、新たな高齢化社会に適用したまちづくりを進めていくことも重要であると考えます。

こうした中、令和2年度の予算には、ビジョン「豊かさと安らぎのある町」の実現の第一歩として、活力ある、育む、安心なまちづくりを重点項目として取り組むものとして、これらの施策が将来の人口減少対策や高齢者福祉の先進地として展開し、皆さんに笠松町に生まれてよかった、住んでよかったと実感できるよう努めてまいります。

続きまして、名古屋市へのベッドタウン構想についてのお尋ねであります。平成22年国勢調査結果では、町内に常住する就業者のうち岐阜市への通勤者が2,652人、24.8%、名古屋市への通勤者が769人、7.2%と上位1から2位を占めており、当町は県都岐阜市や中部経済の中心地である名古屋市のベッドタウンとしての機能を既に担っているものと読み取ることができ、私もこの点を広くセールスすることが重要であると考えます。

名鉄名古屋本線の特急が停車するという笠松駅や、近接する幹線道路や高速道路、インターチェンジといった交通アクセスのよさや、充実した医療施設や子育て制度は、移住・定住施策において大きな強みであると認識しております。

今年度、県の補助金を活用して若い子育て世代をターゲットに作成した笠松町移住応援ガイドブックには、これらの強みに加え、みなと公園や運動公園など親子で楽しめるスポットや、近郊の大型ショッピングセンターの所在をアピールポイントとし、リバーサイドカーニバルでの配布や近隣の住宅展示場での設置、県が三大都市圏で実施する移住交流センターでの設置など広くPRに努めてまいりました。新年度におきましても、積極的に近隣で行える移住・定住イベントでの配布やSNS等を活用した情報発信、特に若い世代に向けた広報戦略を展開し、笠松町に住んでみたいという機運を高め、定住促進に結びつけてまいりたいと考えております。

続きまして、こども館の新築を急ぐ理由についてのお尋ねでございますが、議員御指摘のと

おり、令和2年度当初予算には近隣市町と同規模施設を参考に、設計費用と調査費用を含めた設計委託料として316万8,000円を計上し、本議会に提案させていただいており、新築を急ぐ考えはございません。このたびは明記の仕方が不十分で誤解を招くような記載をしまして、誠に申し訳ございませんでした。

また、施設の概要、基本方針、移転先につきましては、まだ白紙の状態でありますので、今後直接こども館に出向き、子育てサロンなどの行事に参加してみえる子育て世代の方々から御意見を聞かせていただき、またこども館運営協議会委員などの関係機関や議員の皆様方の御指導を頂きたいと考えております。

あわせて、他市町の先進地への視察をさせていただき、皆様のニーズに応えることができるよう、さらには将来にわたりより子育て支援が充実していくよう、施設の複合化も視野に入れながら長期的な観点で基本方針を作成していきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

まず、人口の関係ですが、笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の32ページの図よりも人口の減り具合が進んでいますよね、むしろその基準よりも。私もびっくりしたんです。今年の2万2,233人は、100人ぐらい早い形で減少しているのではないかと思えるんです。人口をとどめるための5つの施策も、だから私の2つ目の質問とも兼ね合ってしまうんですけど。このスピード、減少傾向は、もちろん全国なんですけど、笠松はまだいいだろう、横ばいぐらいの程度でいかないかなあと思っていたんですけど、その点の2万2,500程度でずうっといきたいということは難しいことなんじゃないでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 人口減少につきましては、いろんなデータによってその数値の幅があるわけでありまして、ただ一つ言えることは、人口減少は必ず進んでいくと。その背景には、合計特殊出生率というのがございます。1人の女性が生涯に産む子供数が、確か今1.42だったと思います。つまり2.0ぐらいじゃないと今の人口をキープできないという問題があって、私自身が人口減少の一番の大きな要因というのは、確かに晩婚化、非婚化もありますが、一つは東京の一極集中というのがあると思うわけです。というのは、東京が一番出生率が低い地域、そこに若い人たちが地方からずうっと集まってしまふ。そうしますと、どうしても全体の出生率が低くなってしまふ。ですから、人口減少を食い止めるというのは、私、基本的に東京一極集中を是正し、地方が力を持つ、それが重要ではないかと思っておるわけです。

ただ一方で、そうはしてもなかなかこれを食い止めるのは厳しいと思います。今、ライフスタイルで女性が社会進出されています。昔と違っております。

この人口減少は仕方がないものとして、例えば受け入れるとしたら、今、日本というのは非常に世界から比べて生産率が悪くて、非常に国力が落ちているということが言われております。かつて1人当たりのGDPが日本は世界で第4位でした。それが今現在第26位ぐらいに落ちています。確かに全体のGDPは大きいんで、今、アメリカ、中国に次いで3番目なんですが、それがどんどん生産力が落ちて、一流国ではもうなくなりつつあると。そうした中で、何とかこれから人口減少を食い止める、ただ数ではなく、やはりその地域の質を高める。さっき答弁させていただきました、付加価値をつけてブランディング化していく。そのためにはやはり自分たちの強みとして編み出していく、そういった施策にチェンジしていかないと。ただ数字だけで人口を追っていても、生産する働き手が少なくなっていく場合、社会保障費が増えるとか、高齢化が進んでいくと介護の問題が出てきて、かえって財政的な負担が要って、人口が増えたけど、前よりも貧しくなって福祉が行き届かない、教育が十分でない、そういった社会も考えられますので、これはちょっといろんな目から考えていかなきゃいけない問題ではないかと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 本当に簡単なことではないと思いますが、まず一つは笠松の中で働く場所をといいましても、10.3平方キロメートルのうち、3分の1が河川敷で、その中で働く場所をつくり出していくというのはなかなか難しいですけど、それは高齢者も含めて働ける場所を作っていくことも大切な要因ではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員のおっしゃるとおりであります。先ほど言われた生産性を上げる、その一つには、今の労働人口、いわゆる働き手は15歳からたしか65歳までですよ。ただ、現実のところ15歳で働いている方ほとんどいらっしゃらない。今、65歳過ぎて70歳、80歳でも働いている方がいらっしゃる。これからは、若い人はもちろんのこと、高齢者、シニアの方にも働いていただく、そして女性の方にもどんどん社会進出してもらい、そういった社会環境を整備していく、これから経済を盛り上げていく、そういったことが重要ではないかと思っております。そのあたりも皆さん方と知恵を絞って、この笠松町でどうやって雇用をつくっていく、働いていただく、そういう環境を整備していく、これは考えていかなきゃならない重要な問題だと認識しております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 次には、やっぱり働き方の問題がありますよね。8時間働いて普通に暮らせる、そうした体制を国を挙げてつくっていただかない限りは、ごまかしでは済みません

よね、この問題は。しっかりそこも見詰めていき、特に役場で働く方が一番生き生きとして働いていただかない限りは、住民には影響していかないと思いますので、そのあたりを注意しながら、また働く場所をどう工夫していくかも一緒に皆さんと考えていけたらと思っています。よろしくをお願いします。

それから、名古屋市のベッドタウンとして、町長が言われた、勤めている先の問題で言うと、名古屋にはこれだけなのかと思ったりするんですが、もっと働く場所は有利なはずですよ。岐阜県よりは労働条件なども、給料についてもいいということは分かっている。もう一つは、名古屋の人に笠松町へ来ていただくことも、実は2月の初めに笠松の駅近くにいたところ、中京テレビが大須のまちを取材していたら、笠松の人たちがとっても温かくていい人たちがいっぱいいると聞き、笠松へやってきたので、お話を聞いてもいいですかという話だったんです。それで、私と一緒にいた岐阜市の方が、本当に笠松の人たちはいい人なんだということをしつかり話し、みなと公園まで御案内して、その後は役場のほうかどちらかへ向かわれました。3月6日に放送する予定で、カットされているかもしれませんが、そんなこともありました。私も昭和48年にこの笠松町に移ったんですが、比較的物価も、そして働くところが、あの時代は縫製が、ちょっと暇そうにしていると、すぐ仕事をやりませんかというぐらいあったんですよ。それが本当に変わってしまった。機屋さんの音も聞こえなくなった。そして繊維の関係がこんなふうになって、皆さんの生き方も変わってきてしまったんですね。それだけに、これからどういう仕事を生かしていけるかということ。それから市街化調整区域の田畑は、笠松町としては大事な自然ですし、また防災の面でも大事なところだと思うので、何とかその方たちとお話をつけて、名古屋や近隣のところから、大変自然志向も強まっていますので、食品の関係や安全なものを食べたという関係からいきましても、うまくそういうことが取り付けていけないかどうかと思っていますが、その方向性についてはどう思われるかお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今、幾つか質問を頂いたと思うんです。

まず1番、笠松町のPRというか、住んでもらうということで、実は私も先般ちょっとした会合で関市の女性の方の数人のグループとお話しする機会があったんですけど、僕、笠松町に住んでいるんだよと言ったら、笠松町ってどこにあるの。岐阜県の中でもなかなか知られていない。ましてや愛知県、特に名古屋近郊だと笠松競馬場や笠松刑務所は知っていても、どこにあるのかと知らない方が多いという話は聞きました。ですので、やはり先ほど議員がテレビで取材を受けて、それをきっかけにまたPRというような話もありますが、ただこういうものは待ちではなく、こっちから積極的にいろんな情報とかいろんなイベントを仕掛けて、どんどん笠松町の名前をPRして皆さんに興味を持っていただく、そういった取組を今、企画のほうと一生懸命考えておりますので、またもしそういったアイデア等とか、またこんなことをP

Rしたらどうということがありましたら、また教えていただきたいと思います。

そしてもう一つ、いわゆる市街化調整区域の農業、私が議員最後の質問でも、笠松町の農業ということで、一つ私の中のライフワークにしております。と申しますのは、私自身の今住んでいる場所が北及第2町内会なんです、あの辺りはまさしく市街化調整区域の中で田んぼがあります。そして、私の周りの人、実際専業農家の方がほとんどなんです、いろいろ悩みや、あるいは将来の不安を抱えています。その一番大きな不安がやっぱり担い手不足ですね。今、実際働いていらっしゃる方、70代以上の方が大半であります。そうした方が、体が続くうちは自分の田んぼや畑を守り守るけど、自分が動けなくなったら果たして息子がやってくれるか。息子さんも遠くに行かれています方とか、あるいはサラリーマンでなかなか余裕がない方、それでもまだ今、田んぼや畑をやって収入があればいいんですけど、ただ行ってこいで、ほとんど残らない、自分のところで食べる分でしか残らない、もうからない、そういった状況です。ですからその一つの原因は、やはり一つ一つの小規模農家であるということが大きな問題だと思います。

それで今、地元の農家の方々がアンケート調査、農業委員も含めてやっております、将来の市街化調整区域の農業の在り方をどうしたらいいかということを実際現場の人たちがようやく皆さんで知恵を絞るような動きになってきました。営農組合をつくって集約化するのか、そしてあるいは6次産業をやるのか、もちろんいろいろな規制は法的にありますが、皆さん知恵を絞り始めたところでもあります。ですから、我々行政もやっぱりそれは積極的にバックアップして、共に何ができるか、どうしたらいいか、10年、20年の将来の笠松町の農業の在り方、そしてこの市街化地域の土地活用の在り方も含めながらこれから検討していきたいと思っておりますので、またその都度、新たな動きがあったらこういった場でも報告させていただきたいと思っておりますので、また御助言のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 町長のお話は、どうか継続して諦めないで、粘り強く。なかなか農業委員さんもいろいろ希望は思うんだけど、まとまりにくいということをおっしゃるんですが、それにはどうしても町からのお力添えが必要だと思います。そうしたビジョンがつくられていくことも、本人たちの気持ちも一番大事にしながらつくっていかなくちゃいけないと思っておりますので、ぜひ継続して頑張ってくださいと思います。

新しい年度に当たっての希望としてよろしくお願ひします。総括質疑を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって総括質疑を終結いたします。

第23号議案 教育長の任命同意についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第2号議案 笠松町水道事業の債権管理に関する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 第5条なんですが、管理者は水道事業の債権を適正に管理するため台帳を整理するものとし、その内容については別に定めるといふふうになっているんですが、この別に定める中身はどのようなものなのかお尋ねします。

それから第8条に、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めると、具体的に簡単でいいですが、こんな条例、内規というのか、どんなふうになるのか、その点をお聞きます。

○議長（伏屋隆男君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 御質問の水道事業、債権管理に関する条例の5条の台帳整備に関する御質問でございますが、その中身といたしましては、その収納の状況、あるいは債権者の名前などの台帳を紙ベースとして、データとか紙とかそういった台帳を整理するということでございます。

それから8条の、条例に関し必要な事項は別途定めるといふことでございますが、こちらにつきましても、条例は施行するという予定ですが、細かい内容については今後定めていくということで、まだ細かい内容については定めておりませんので、御了解いただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） この笠松町水道事業の債権管理に関する条例ということで、要するに水道料金を集めて管理するに当たっての滞納の場合とか、その他期限を切るとかいろいろあるだろうと思っておりますが、基本的にはそうした水道料金に関する条例がこれになるということで考えてよろしいですか。

○議長（伏屋隆男君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 今回の条例につきましては、第1条の目的のところにございますように、水道事業の債権管理に関する条例について必要なことを定めるといことので、料金等の徴収云々の話ではなく、債権に関する適正に管理するという条例になっておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私債権という言葉が出てきたと思ひますが、それは水道料金のことだといふうに説明を聞いたので、それに伴う水道料金を管理することについての中身がこの条例と思つたんですけど、それではいけませんか。もう少し詳しく教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 田中水道部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 私債権という言葉が出ましたが、水道料金につきましては、かつては平成15年までは公債権といふうにみなされておりましたが、最高裁の判例で、私債権といふこと、事業者と個人と個人の契約に基づく債権といふことになりました。今回こうした条例を定めて、私債権の場合は、債務者が消滅時効の援用といふのを自分から出さないといふことになりました。その運用のために実際の会計上と法律上の乖離がありましたので、そこを整理させていただいたといふこと、今回こういつた条例を定めて、債権が最終的に収納できない場合は事業者のほうから放棄するといふような事項も定めておりますので、こういつた債権についての条例といふこと御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、第2号議案は原案のとおり可決されました。

第3号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○4番（川島功士君） これは住宅の宅地の形が分かるような課税台帳に基づいた地図をといふ

説明で、記録媒体として渡せるようになったということもあったと思うんですけども、電磁的記録媒体というのは、国が使われている言葉をそのまま条例の中に使ったのかどうかということと、提供するの、例えば町が用意したCD-ROMなりDVD-ROMなりという形で提供する予定なのか、提供する媒体はどんなものなのかについてお聞かせ願います。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

電磁的媒体という用語につきましては、通常いろいろな法令の中で使われている用語として用いさせていただいております。

また、記録をさせていただく媒体につきましては、提供を求められる方に提出をしていただきまして、その媒体に記録してお渡しするという形で想定をいたしておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ということは、この電磁的記録媒体というのは、町が使っているということでもいいのでしょうか。変えようと思えば町の一存で名称を変えても構わないものなのでしょうか、どうでしょうかということが1点ですね。

今、相手から提供されたものということですが、例えばメールの転送機能を使ったり、それから例えばUSBメモリーを使ったりということは考えられているのでしょうか。USBメモリーをPCに差し込むということは非常に危険を伴うと思うんですが、相手から提供されたUSBメモリーを差し込むというのはちょっと怖い感じがするんですが、その辺の認識というのはいかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

媒体については、詳細を申し上げずに申し訳ございません。現状はCD-Rでの提供を予定しているところでございます。

電磁的記録媒体につきましては、先ほどお答えしたように、今現状ではCD-Rという媒体を想定いたしておりますが、議員さんの御危惧していただいておりますようなUSBメモリーとかはセキュリティーの部分もあります。今後そういった部分が確保されるような媒体等も生じてくるようなことも見据えながら、電磁的記録媒体というような形で用語の定義をさせていただいているところでございますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

田島議員。

○5番（田島清美君） このような電磁媒体で15万円見込めるということなんですけど、不動産

屋さんとかは欲しがるのかなと思うんですが、この条例が変わることによって大体どれくらい町に対して収入が見込めるかということを考えてみえますか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） 今回、新たに土地地番図という賦課資料として持っております資料がございますので、住民の皆さんの税の正確な理解ですとか、情報提供に努められたらということで、新たに手数料という部分で規定をさせていただいたもので、基本的にはほかの手数料と同様1枚300円という規定をさせていただいております。

それで、今回、電磁的媒体というような形で全地域を出力した場合にはおおむね500枚程度になることから15万円という金額で、もしそういった事業の方で必要という方があれば、こういった手数料を設定させていただいたところでございます。

収入の見込みについては、具体的に現実にあるかないかということも分かりませんので、現状ではそういったような状況でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第4号議案 笠松町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 議案書の9ページの第9条のところに、申請に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると書いてあるんですけど、具体的にどのようなことを想定されているのかお知らせください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

今回、御質問いただきました第9条につきましては、適用除外ということで、こういったオンラインですとか、電磁的な記録の中で手続ができないものの除外的な規定で設けさせていた

だいております。

規定の仕方といたしましては、対面により確認をする必要があることというようなことで、具体的にどういったものと今すぐお答えする部分は思い浮かびませんが、今後そういった必要があるものについては、こういった適用除外を適用しながら対応をしていくというような形で規定をさせていただいたものでございますので、御理解を頂きたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） こうしたのものには弱いんですが、何度も出てくる言葉で笠松町情報通信技術を活用した行政というのはどんな行政があるのか、具体的に言ってください。

これは、たしかマイナンバーを利用するに当たっての注意だとかいろんなことがこの条例に定められたということのようですが、この笠松町情報通信技術を活用した行政というのは、要するにマイナンバーを使って行う行政についてという意味にとっておりますが、そうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、概要につきまして、議案資料の7ページのところで御説明をさせていただきたいと思っております。

今回、そもそもこの条例を改正させていただくことになりました経緯につきましては、国におきまして、従来法律で行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律という法律がございました。こちらのほうが今後、総合的にそういったような行政を推進していこうということで、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律という形で題名が改められました。

それで、標題で見ていただきますと、旧のところには行政手続等におけるということで、同じような名称を引っ張って条例のほうを規定させていただいております。これにつきましては、国のほうでは従来、オンライン化法とこれを申しております、法令に基づいて書面で行うことができるとされている手続をオンラインによって行うことにすること、これらを中心に規定をされておりました。

そういった中、今回の改正によりまして、基本原則ですとか、今後の情報システムの整備計画ですとか、あるいは民間手続の連携等を定められまして、広く行政等のデジタル化を推進していこうという内容の法律に改正をされたところでございます。

こういった法律の改正を受けまして、町におきましても国と同様の法律名を条例名に使っておりますので、今回法律の改正をなぞらう形で情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例ということで、大きく名称のほうを変えさせていただいて、法律の規定に準ずるような形で条例の改正整備をさせていただいたところでございます。

それで、広く情報通信技術を活用したということで、今のマイナンバーの関係もそうですし、

いろいろインターネットを通じた関係もそうですし、今後そちらの方向では発展が進んでいきまして、住民の皆さんの生活向上に、または地域経済の健全な発展に資することができるという目的のもとで広く推進していこうという法律の趣旨になりましたので、町におきましても同様の趣旨を踏まえ、同様の内容で条例を規定させていただいたところでございます。

それで、お尋ねのマイナンバーに関しても、今交付の普及を高めているところでございますけれども、普及が高まってれば、こういった事務手続もいろんなことに活用ができるというようなことになってまいります。国において今後広くデジタル化を推進するというような方向性が示されましたので、それを踏まえるような形で条例の改正整備をさせていただいたということです。今後の詳細につきましては、逐次事業が進んでまいるといような状況でございますので、大枠の背景ですとか、条例改正の意図という部分はそういったところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） デジタル化をされて便利になるということは今の説明の中でよく分かりましたが、もう一方では、このことを進めることによって非常に危険な状態に住民たちがさらされていくという部分について十分な検討がされていないというふうに私たちは捉えておりまして、反対をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「ありません」の声あり〕

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

この際、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

第5号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） これは学童保育の先生方の緩和策だというふうにお聞きしましたけれど、まず学童保育を行ってくださる方の資格要件はどういう資格があるのか、年齢制限はあるのか、そのあたりをお尋ねします。

それからもう一つは、働きながら2年間のうちにその研修をされればいよと緩和されたのですが、その研修の内容はどのような内容なのか、そして勤めながらというか、学童保育ですので放課後になりますので、それまでの間にこうした研修の機会が十分賄えるものなのか、その点をお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず、放課後児童クラブの支援員の資格につきましては、保育士の資格や社会福祉士の資格、また学校の教員の資格、あと教育学部とかを卒業した方ですね。そういう方たちが支援員になることができます。そういう資格をお持ちになった方は、この放課後児童支援員の認定資格研修というものを受けていただくことが必要になります。この研修の内容につきましては、1日6時間の研修を4日間受けていただくこととなります。内容としましては、放課後児童クラブの目的とか、そういう内容の理解をまずしていただくということで、放課後児童クラブとはということ、また子供を理解するための基礎知識、放課後児童クラブに通う子供たちの育成支援として遊びの理解、障害のある子供さんの育成支援、保護者との連携や協力の仕方、相談の仕方、子供たちが安全に児童クラブで過ごせるように、環境面、安全面についての研修、放課後児童クラブの支援員としての役割など、そういう機能を理解していただくという研修となっております。

年齢につきましては、もともとの資格ですので、教員であったり、保育士であったり、あとは町が雇用する場合の年齢制限というものが出てくるかとは思いますが、この支援員としての年齢というものは特にございません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 関連でお聞きしておきたいんですけど、学童保育の人数に合わせた1

人当たりの広さが緩和されたと出ておりましたが、どんなふうに変わってきているのか教えてください。笠松の面積は合っているのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

児童1人について、おおむね1.65平方メートルという基準が決まっております。基準は以前から変更はございません。笠松町につきましては1クラス40人までということで、この基準を守っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 学童保育の先生をやっている、笠松じゃないところで受けられている方から何でプレハブでいいのと、きちっとしたものを建物もしていくことが大事なことはないのかと指摘されたことがありますけれど、その点ではどのように考えていらっしゃいますか。今のところ松枝がプレハブになって、下羽栗もああいうので作ってということで進んでいっていると思いますけれど、できてから随分たちましたよね。耐震は大丈夫だろうと思いますけれども、その期間のようなものは設置からどれくらいという基準はありますか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

現在、松枝と下羽栗がプレハブですが、建物の構造に特に基準はございません。ただ、先ほどの1人当たりの面積とか、もろもろの基準というものはございますので、そちらのほうは守りながらやっております。どうしても年数がたってきますと、いろんなところの修繕が必要になってくるところもあります。そういうところも修繕しながら、快適とまではいかないかもしれませんが、十分にそういうところを見ながらやりたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○4番（川島功士君） 研修を終了した者というのがもともとあって、支援員の確保のために緩和されたというふうに理解しているわけですが、ということは研修は必要であるからあったということで、例えば2年間の間に受ければよいよという間に辞めてしまうことも考えられるわけですね。そうすると、できるだけ早く研修を受けていただいたほうがいいとは思っています。そういうできるだけ早く研修を受けるための何か考えのようなことはあるのかどうかということと、先ほど研修の中で障害の方のというような話もあったんですが、現時点で、例えば発達障害を含め、障害を持たれたお子さんを預かっているということはあるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

まず研修ですが、できるだけ早く研修を受けていただけるようにということなんですけれども、岐阜県のほうが主催しております支援員の認定資格研修ですね。6時間4日間の研修の会場が4会場になります。その4会場のどこかで受けていただくという形になりますので、どうしても人数の面ですぐに受けられないこともあるかもしれません。そういう意味で、前回12月のときに条例改正させていただいたのが、県が実施する研修だけではなくて、指定都市が実施する研修も受けられることになりましたので、岐阜県のものだけではなく、ほかの指定都市の研修もありましたら、そちらのほうを受けていただくようにしていきたいと思っております。

それから障害のお子さんにつきましては、今何人来てみえるということは、把握しておりませんので分かりませんが、実際、障害手帳を持っていらっしゃるかどうか分かりませんが、ちょっとグレーであったりとかというおさんは確かにいらっしゃいますので、その方たちに対して支援員の先生方はいろいろ対応はしていらっしゃいます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 研修の件はよく分かりましたので、できるだけ早く、できるだけ速やかに受けていただいてスキルを上げていただきたいと思います。

障害の答弁は療育手帳のお話だと思うんですね。療育手帳もあれば障害者手帳というのもあります。例えばそういうものがあると入所がしづらいという状況ではいかんと思いますし、そういう子だということが分からないで指導するというのも問題があると思うんですが、その辺の確認というのは取っておられるのでしょうか。

また、そういうことに対して門戸が開かれていますよというような周知はされているのでしょうか。来ておられる方々が肩身が狭い思いをしていたり、お子さん方がおりづらい思いをしていたりということはありませんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

放課後児童クラブに申込みをしていただくときに、まず、申請書と家庭調査票というものを御記入いただいています。その中に、手帳であったりとか、お母さんが気になることですね、そういうのを書いていただくところがありますので、そういうところに書いていただいたり、書きづらければ直接保護者の方からお子さんのことで御相談いただいたりとかしながら受付をしておりますので、何かありましたらまず御相談いただければと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 分かりました。積極的にそういうことというのは支援員の方が現場でや

られるのか、受付の時点でやられるのか分かりませんが、要は保護者の方としては、できるだけ言いたくない、表に出したくないという部分もあるんですね。だから、本当はきちんとした意見書なり診断書なりというのを見せていただくのが一番ベターだと思うんですが、なかなかそれも進まないというか、ちゅうちょされてしまう保護者の方というのも実際多いのも事実です。例えば、発達障害だとグレーだということは認識していても、意見書とか診断書を頂いてしまうと……というような思いを持っておられる保護者の方も大変多いです。なので、そういう方がお見えになっても、きちんと指導できる体制をとっていただいた上で、安心していただくような御案内をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺のところは、先ほど言ったように周知とともにどんなふうですか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

その周知の仕方については、そういう方たちだけというわけではございませんので、何か御心配なことがありましたら御相談くださいという形の周知はしております。実際、申込みをされる時であったり、また逆に指導員さんたちが現場で何か気づいたりとかした場合は、やはりお母さんといろいろお話をしながら、いろいろ心配なこととかあれば、そのお子さんが安心して児童クラブのほうにお越しいただけるように適切に対応していきたいと思っております。周知のほうも今のところは皆さんに何かあれば御相談くださいというような形でさせていただいております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

第6号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） これは15ページから25ページまでの長い長い条例なんですが、基本的

には笠松町特定教育に当てはまるのが双葉幼稚園、保育施設としては、公社の3保育園プラス笠松保育園、それから特定地域型保育事業のというのは特別今笠松にはないと言われたと思います。国の運営基準が緩和されたことによってこれだけのものが出てきたということですけど、どこがどう変わってというところの説明をしてもらいたい。勉強会もありましたけれど、何条のと言われて読んでみても分かりにくいので、もう少しどこが緩和されて何がどうなったのかというところを教えてください。それと施行期日は、ほかのは例えば4月1日からとかあるんですが、この条例は公布の日から施行するとあるわけですし、その意味でも黙って通すわけにはいかんような気がしておりますので、何が緩和されたのか説明していただけませんか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

内容が、同じような言葉が幾つも出てきたりとか、複雑で分かりにくいんですけども、まず議案資料のほうを御覧いただけますでしょうか。

議案資料の13ページからになります。

今回の改正につきましては、大きく分けますと2つの改正がありまして、まず1つ目につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、用語の改正をさせていただいております。それから地域型保育事業における連携施設の確保要件の緩和というものがもう一つでございます。この2つの改正の中で、幼児教育・保育の無償化に伴うものとして、その中にまた2つあるんですけど、1つは先ほどの用語の改正です。もう一つにつきましては、利用者負担に関する改正となっております。

用語の改正といいますのは、例えば13ページの第2条のところの第9号ですね。もともとが支給認定という言い方をしていましたものを、今回、保育料を無償にするため、利用料を支給するということがありますので、もともとの支給認定というものを教育・保育給付認定という言い方に変えさせていただいております。それがこの後ずうっと幾つかにわたって全てこの字句を改正させていただいております。

もう一つの利用者負担に関する改正というのが13条になります。13条のところのこれが利用者負担額の受領というところになります。今までは、保育料というのは全てのお子さんからいただいております。今回、3歳以上の方につきましては無償ということになりましたので、その部分で3歳から5歳までの無償化に伴って利用者負担の対象を3歳未満のお子さんに限定するというのを、この13条の第1項のところではっきりと書いております。

それからもう一つが第4項のところ、食事のことにつきまして、食事の提供に要する費用について、今まで主食の提供に要する費用を親さんのほうから負担をしていただいて、副食の分については保育料の中でお支払いいただいております。今回、副食の提供に要する費用についても保護者から支払いを受けることができる費用として、保育料とまた別に副食費という

形で規定をさせていただきました。なお、これは低所得世帯と多子世帯に対する免除の規定をここに加えさせていただきます。

続きまして42条の24ページですね。こちらの特定教育・保育施設等との連携というところで、今まで地域型保育事業というのが3歳未満のお子さんを預かるところで、19人以下の小規模の保育を実施するところのこと。このゼロから2歳のお子さんの保育を提供する地域型保育事業者が、集団保育の提供、非常時の代替保育の提供、また3歳以上の卒園後の3歳から5歳児の受入れの受皿の確保をするために、今まででしたら保育所や幼稚園、決められている特定教育、特定保育の保育園や幼稚園しか駄目というところを、今までは認定こども園とか幼稚園とか保育所を連携施設として確保しなければならなかったものの要件を緩和するという。その緩和された施設として同じような小規模の保育をする事業所、または事業所内保育をするところも、代替保育とか連携する施設として見てよしいという改正でございます。

それと、もう一つ、卒園後の受皿として、企業主導型保育事業所というところがあるのですが、企業主導型保育事業に係る施設または町の補助を受けている認可外保育施設の連携協力を得ることによって緩和する。今までですと認可されている保育園とか幼稚園しか駄目だったところが、小規模の保育所、認可外の保育所、企業主導型の保育所もというふうに拡大されたということです。内容的にはそういう緩和になります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今説明してもらって、そこからまだいろいろ勉強せんらんような気もするんですが、何はともあれ説明資料には、せめて今、部長が言ったようなことを書いてもらいたいと思うんですね。新旧対照表では分かりにくいので、きちっとどこが緩和されたとか、どういう内容なのかとか、そういうことが分かる資料をその他の皆さんにもお願いしてもいいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

分かりにくい説明資料でしたので、今後は分かりやすい説明資料をつけさせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

第7号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番(長野恒美君) これについても同じように説明をしてください。どこが変わって、どんな状況になるのか。

○議長(伏屋隆男君) 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長(服部敦美君) お答えをします。

まず、説明資料の34ページをお開きください。

こちらにつきましては、先ほど申しあげました地域型保育事業所の中の家庭的保育事業所というものが5人以下のお子さんをお預かりされる保育事業なんです、こちらの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するというものです。

大きく3つ改正をさせていただいております。

まず第6条のところ、家庭的保育事業者による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であるときには、企業主導型保育事業に係る施設、また町の補助を受けている認可外保育施設の連携協力を得ることにより、連携施設の確保が不要であると。先ほどと同じ内容なんです、企業主導型保育事業や町の補助を受けている認可外保育施設でも連携を取ることができるというふうに緩和されたものです。

また、35ページの45条におきまして、満3歳以上のお子さんを受け入れる保育所型事業所内保育事業所について連携施設の確保が不要になるという、こちら、3歳以上のお子さんを受けている場合については連携施設の確保が不要ですよというふうに緩和されております。

もう一つにつきましては、附則になりますが、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年にするという内容のものです。以上になります。

[挙手する者あり]

○議長(伏屋隆男君) 長野議員。

○10番(長野恒美君) 勉強会の際に、笠松には該当する施設はないというふうに言われたけれど、先ほどの6条にしても7条にしても、多くは入所できない人たちへの対応としてつくられてきたように思うんですが、その点では間違いはないですか。

○議長(伏屋隆男君) 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

議員さんおっしゃられますように、待機児童をなるべくなくすということで、こういうように緩和のほうがされてきているものです。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私も笠松町へ来て、長時間保育だとか、産休明け保育などなかった時代に無認可の保育所でお世話をした経験を持っています。本来国が責任を持ってもっと公立の保育所をつくらなければいけないだろうと思うんです。笠松町も国の運営費のないところで町から手放した形でも、まだ手をつないでいるような形で行っているわけです。これでいくと期限ありませんよね、どこまでもという中身だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今の保育所や幼稚園の待機児童の問題というのは、確かに都市部では非常に大きな問題、いまだに解消されていないということは報道等で分かっています。一方で、先ほどもお話しさせていただきましたが、地方からどんどん人口が流出してしまっていて、こうした中で、逆に子供の数が減っている中で現状の施設を維持できるかどうか。僕もこの間、揖斐川町かどこかの町長さんとお話ししたときに、保育所の児童が20人ぐらいしかおらず維持に困っているという別の問題もできているとお聞きしました。

もう一つ言えるのは、世の中のライフスタイルが多様化していて、保育所では対応できない御家庭のお子さんもいるという話も聞いています。これからは、もちろん行政や、いわゆる公共的な団体が運営するのも基本だと思うんですが、やはり民の力を借りるということも必要ではないかと思っております。そのあたりも臨機応変にこれから考えていかなければならないというふうには思っております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席は9名であります。

第8号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

第9号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。
質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

第10号議案 松枝小学校（庇先端等）劣化部分改修工事請負契約の締結についての質疑を許
します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

第11号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第13号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 令和元年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

第15号議案 令和元年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案 令和元年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

延会 午後1時35分

